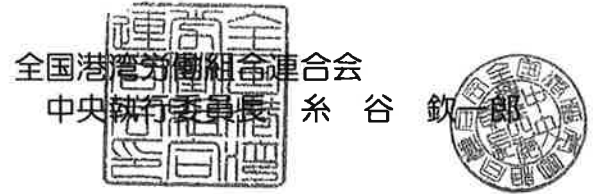


2017年3月30日
全国港湾16発第107号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



17春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の通告

私たちは、3月23日(木)に開催した第4回中央港湾団交における貴意回答を不満とし、3月26日(日)のストライキの決行と、4月2日(日)のストライキ行動の実施を通告しました。

しかし、現在においても、貴協会からの団交の申入れもなく、解決する姿勢が見られません。したがって、4月8日(土)始業時から同月10日(月)始業時までの48時間スト及び、4月10日(月)以降無期限で、18時以降の夜荷役拒否のストライキを上乘せ実施することを、下記の通り通告します。

記

1. 実力行使の内容について

- (1) 実施日時:2017年4月8日(土) 始業時から10日(月)始業時迄48時間ストライキ及び10日(月)以降無期限で、18時から翌日始業時までの夜荷役拒否ストライキ
- (2) 行動対象:全港・全職種
- (3) 行動内容:就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. なお、17春闘要求に係る貴職からの回答如何によっては、上記行動以後の上積みの実力行使もあることを付言します。

以上

<写> 国土交通省・厚生労働省